

寄附講座・寄附研究部門

◆ 寄附講座・寄附研究部門とは、設置及び運営に必要な経費（人件費、研究費、運営費）を民間等からの寄附によって賄われる教育研究組織をいいます。

大学院に設置される場合を「寄附講座」、センター等に設置される場合を「寄附研究部門」としています。

寄附講座・寄附研究部門は、本学の講座又は研究部門において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附に基づいて、本学の教育研究の豊富化、活発化を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置し運営することになります。

【名称】

寄附講座・寄附研究部門には、その講座等における教育研究の内容を示す名称を付けますが、寄附者の意向により、寄附者が明らかになるような字句（いわゆる冠）を付けることができます。

【期間】

寄附講座・寄附研究部門の設置期間は、原則として2年以上5年以下ですが、特に必要がある場合は更新することができます。

【講座等の構成】

寄附講座・寄附研究部門には、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の教員を置く必要があります。

【特許等の取扱】

寄附講座・寄附研究部門の教員が行った発明に係る特許権等の取扱いについては、国立大学法人徳島大学職務発明規則の定めるところによります。